会 議 案 第　　号

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第６項及び大津市議会委員会条例（平成２６年条例第３号）第２１条の規定により、次のとおり提出します。

令和６年　月　日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光　正 嗣　様

提 出 者

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

（大津市議会会議条例の一部改正）

第１条　大津市議会会議条例（平成２６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可） 第５５条　議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、議長の許可を受けなければならない。	（議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可） 第５５条　議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき（次条に規定する情報通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。）は、議長の許可を受けなければならない。
（情報通信端末機器の使用） 第５５条の２　議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を議場内に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。 ２　議員の情報通信端末機器の使用については、第５４条の規定を準用する。 ３　第１項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。	（情報通信端末機器の使用） 第５５条の２　議員は、情報通信端末機器を議場内に持ち込み、会議に活用することができる。 ２　前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。 ３　第５４条の規定は、議員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

（大津市議会委員会条例の一部改正）

第２条　大津市議会委員会条例（平成２６年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可） 第４５条の３　委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、委員長の許可を受けなければならない。	（委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可） 第４５条の３　委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき（次条に規定する情報通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。）は、委員長の許可を受けなければならない。
（情報通信端末機器の使用） 第４５条の４　委員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を委員会室等に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、委員長の許可を受けなければならない。	（情報通信端末機器の使用） 第４５条の４　委員は、情報通信端末機器を委員会室等に持ち込み、会議に活用することができる。
２　委員の情報通信端末機器の使用については、第４５条の２の規定を準用する。	
３　第１項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。	２　前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。
	３　第４５条の２の規定は、委員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会議に活用するため議場内又は委員会室等に持ち込む情報通信端末機器について、議会による指定を行わないこととするため、所要の改正を行うもの